

入学案内

日本武道館研修センター 武道学園



公益財団法人 日本武道館

武道学園の目的

- 一、武道を通じて、技をみがき心身をきたえ、強くたくましく、勇気と思いやりと正義感をもった、社会に役立つ人になることをめざします
- 二、稽古は、先生の教えや礼儀を守り、基本を大切にし、技だけではなく、心と体も共にきたえるよう、一所懸命にはげみます
- 三、試合や演武では、ふだんの稽古の力を出しきってがんばり、勝ち負けや結果だけにこだわらず、節度ある真剣な態度でのぞみます
- 四、道場は、技をみがき、心と体をきたえる場所として、規則や礼儀を守り、清潔と安全を心がけます
- 五、道場の仲間を大切にして、お互いに協力し、はげましあいながら、楽しく稽古し、さらに多くの仲間をつくります

日本武道館研修センターの武道学園は、「こども武道憲章」に掲げられている事柄を実践できる、健全な青少年の育成を図ることを目的としています

日本武道館研修センター

武道学園学則

(総則)

第1条 この学園は、日本武道館研修センター武道学園（以下「学園」という）
といい、所在地を千葉県勝浦市沢倉582番地に置き、公益財団法人日本武道館（以下「本財団」という）が管理運営を行う。

(目的)

第2条 学園は、武道及び書道の習練による心身の鍛練を通じて、人格を磨き、識見を高め、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(学園の種目・入学資格・定員)

第3条 学園の種目・入学資格及び定員は、次の通りとする。

種目	対象	入学資格	定員
柔道	錬成科	小学生、中学生	50名
剣道	錬成科	小学生、中学生	50名
空手道	錬成科	小学生、中学生	50名
	一般科	高校生以上	
合気道	錬成科	小学生、中学生	50名
	一般科	高校生以上	
書道	初等科	小学生、中学生	50名
	一般科	高校生以上	

(年度)

第4条 学園は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業日時)

第5条 学園の授業日時は、次の通りとする。

柔道	錬成科	水・金曜日	午後6時～午後7時30分
剣道	錬成科	水・金曜日	午後6時～午後7時30分
空手道	錬成科	火曜日	午後6時～午後7時
	一般科		午後7時～午後8時
合気道	錬成科	金曜日	午後6時～午後7時
	一般科		午後7時～午後8時
書道	初等科	土曜日	午後2時～午後5時
	一般科		午後2時～午後5時

(休園日)

第6条 学園の休園日は、次の通りとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国 民 の 祝 日・休日
- (3) 夏 季 休 暇 7月21日から 8月31日まで
- (4) 冬 季 休 暇 12月21日から 1月 8日まで
- (5) 春 季 休 暇 3月21日から 4月 8日まで
- (6) その他臨時休館日

(組織)

第7条 学園に学園長1名を置く。学園長は、本財団理事長が委嘱する。

- 2 学園長のもとに必要な講師・助講師・助手を置く。
- 3 学園講師は、本財団理事長が委嘱する。

(入学)

第8条 学園に入学しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(学園所定の様式による)

- (1) 錬成科 ア 入学願書 イ 保護者の承諾書
- 初等科 ア 入学願書 イ 保護者の承諾書
- (2) 一般科 ア 入学願書

(入学選考)

第9条 入学は、随時、選考の上、学園長が許可する。

(複数履修)

第10条 入学者は、2種目以上を履修することができる。但し、2種目からの入学金は免除する。

(入学金等の納付)

第11条 入学を許可された者は、許可のあった日から10日以内に所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。

(在籍年限)

第12条 在籍年限は、1年間とする。但し、年度末の継続手続きにより更新できるものとする。

(休学・退学)

第13条 休学又は退学しようとする者は、その理由を記して学園長あてに届け出なければならない。

(表彰)

第14条 学園長は、学習を評価し、優秀な者を表彰する。

(除籍)

第15条 学則に違反し、又は無断で長期に欠席し、若しくは授業料等を滞納するなどの違反行為のあった者は、退学を命じられ、又は、除籍されることがある。

(入学金等)

第16条 入学金・授業料等は、次の通りとする。

科目		項目	入学金	授業料 (6ヶ月分)	事務費 (1年分)	テキスト代 (1年分)
柔道教室	錬成科		2,200円	19,800円	1,100円	なし
剣道教室	錬成科		2,200円	19,800円	1,100円	
空手道教室	錬成科		2,200円	13,200円	1,100円	
	一般科			19,800円		
合気道教室	錬成科		2,200円	13,200円	1,100円	
	一般科			19,800円		
書道教室	初等科		2,200円	13,200円	1,100円	6,600円
	一般科			19,800円		

<注> いずれも税込表示です

- 2 2種目以上履修する者は、その授業料等を併せて納入しなければならない。
- 3 授業料等は、原則として、年2回の分割納入(5月・11月)とする。

(入学金等の不還付)

第17条 既納の入学金、授業料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(学則の改廃)

第18条 学則の改廃は、本財団理事長が定める。

(補則)

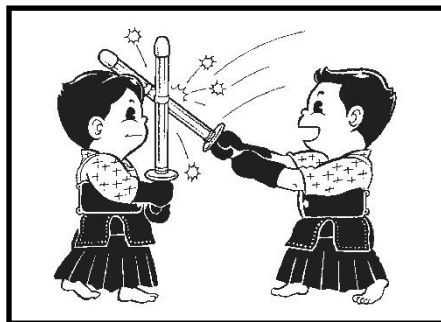
第19条 学則に必要な細則は、学園長が別に定める。

附 則 この学則は、昭和59年3月10日より実施する
この学則は、平成22年4月1日より実施する
この学則は、平成26年4月1日より実施する

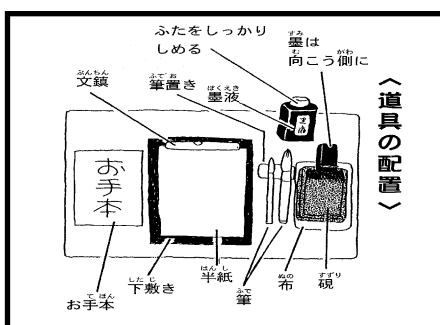
【 武道学園の教室は、現在五つの教室を開設しております 】



柔道教室



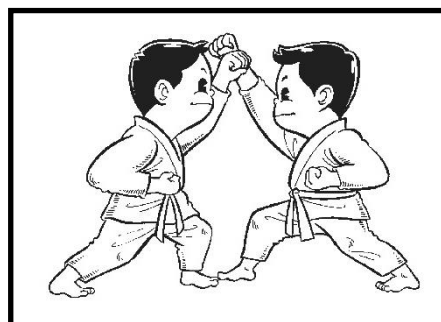
剣道教室



書道教室



合気道教室

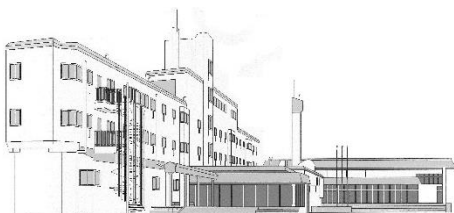


空手道教室

【 お願い 】

- 事務費・授業料等は、銀行からの自動引き落としとなります。
- 道着・用具等は、各道所定のものを自身でご準備ください。
- 休業の月も授業料は、納入するものとします。

以上、ご不明な点は下記までご確認ください。



【 問合せ先 】

日本武道館研修センター管理室
勝浦市沢倉 582 番地
TEL 0470-73-2111